

下水道使用料の改定方針について

(答 申)

平 成 1 8 年 3 月

四日市市下水道事業運営委員会

下水道使用料の改定方針について

本委員会は、平成17年11月16日貴職から諮問を受けた「下水道使用料の改定方針」について調査・検討を重ね、この度その結果をとりまとめたので、ここに答申する。

平成18年3月29日

四日市市長 井上哲夫様

四日市市下水道事業運営委員会
委員長 川口洋二

平成17年度四日市市下水道事業運営委員会名簿

委員長 川口洋二

委員 宇佐美正二郎
(委員長職務代理者)

委員 岩崎祐子

高羅英彦

林 やすこ

東川 薫

藤井浩治

山口のぶ子

山中茂樹

目 次

はじめに	1
第1章 下水道事業の概要	
第1節 事業制度	2
1 公営企業の意義と下水道事業	
2 下水道の費用負担原則	
第2節 本市の下水道事業	4
1 地方公営企業法の適用	
2 事業運営の状況	
3 財政状態及び経営成績	
4 下水道使用料の調定等	
第2章 下水道使用料の現状	
第1節 本市の下水道使用料	13
1 下水道使用料の変遷	
2 現行の下水道使用料	
3 一般汚水以外の汚水、減量制度、減免制度等	
第2節 他都市との比較	14
1 使用料単価と処理原価	
2 従量料金の累進度	
3 資本費回収率	
4 使用料改定期間等	
第3節 国の動向	15
1 下水道経営に関する留意事項等について	
2 高資本費に対する財政措置	
第4節 減価償却	17
第5節 改定シミュレーションの評価	18

第6節 下水道使用料のあり方を検討する必要性	18
第3章 下水道使用料のあり方	
第1節 改定と並行して取り組みを進めるべき事項	20
1 下水道事業財政の健全化	
2 広報の充実	
第2節 改定方針	21
1 料金見直し期間	
2 基本水量	
3 基本使用料	
4 累進度の検討	
5 従量水量の区分	
6 資本費の回収率	
第3節 むすび	25

(添付資料)

平成17年度第1回下水道事業運営委員会資料

第2回下水道事業運営委員会資料

第3回下水道事業運営委員会資料

第4回下水道事業運営委員会資料

用語集

はじめに

本市は、西の丘陵地から伊勢湾にいたる豊かな自然環境を有し、私たちは、この豊かな自然からの恵みを享受し育みながら、次世代に継承していく責任を負っている。

本市の総合計画(計画期間:平成10年～22年)は、緑や水辺などの自然環境の保全と創造に向けた多面的な取り組みを推進するとともに、生活排水対策を推進し、居住環境の向上に努めるとし、この総合計画を受けて策定された行政経営戦略プラン(計画期間:平成16～18年度)は、下水道事業(汚水事業)の整備目標(平成18年度末水洗化人口)を掲げ、市民が快適に暮らせるまちを実現するとともに、汚水排水による環境への負荷軽減を図ろうとしている。

市は、このように市民の生活環境を高めるとともに、公共用水域の水質改善を図り、良好な水環境を次世代に継承しようとしているが、本市の生活排水処理の状況を見ても、平成16年度末汚水衛生処理率は72.2%であり、その7割が下水道により処理され、汚水衛生処理に下水道は大きな役割を果たしているが、その人口普及率は62.0%の状況にあり、今後の下水道整備に期待するところが大きい。

下水道事業がこの期待に応えていくには、今後も計画的に普及率・水洗化率の向上に努めるとともに、高度処理や合流式下水道の改善等を着実に展開するなど、市民が求めるサービスを的確に把握し、提供していくことが必要である。また、下水道施設の適正な維持管理に努め、施設の機能を十分に発揮させることが求められる。

また一方において、下水道事業経営を考えた場合、下水道事業を運営するための財源のあり方、特に、主要な財源である下水道使用料について、事業実施に支障がないよう、その位置づけ・取り扱いを明確に定めておくことが極めて重要となる。

下水道事業運営委員会は、公営企業体となって初めて市長から諮問を受けた「下水道使用料の改定方針」について、このような認識に基づいて審議を進めた。

具体的には、第1回及び第2回の委員会において下水道事業に係る諸状況を確認し、議論のポイントを整理し、第3回委員会において下水道使用料の改定の必要性、下水道事業の現状及び問題点を市民に積極的に広報する重要性について協議し、第4回委員会において下水道使用料のあり方について議論した。

本答申は、この審議結果をまとめたものであり、他の生活排水処理費用との比較、他都市の状況、市民の負担感覚など、多岐にわたる議論を経て、出来る限り論点を絞り、本答申が下水道使用料の改定にあたっての策定指針となるように努めたところである。

第1章 下水道事業の概要

本委員会は、「下水道使用料の改定方針」について審議するため、これに関する事業制度、本市の状況についてつぎのとおり整理した。

第1節 事業制度

1 公営企業の意義と下水道事業

地方公共団体は、住民の多種多様な要請に応じて、一般的な行政事務を行うとともに、

- ① 日常の活動に欠くことのできないサービスを安定的かつ継続的に提供することが必要なもので、公共の福祉の観点から実施することが必要な事業
- ② 施設の建設に巨額の資金を必要とし、また、資本の回収に長期間を要するため、民間資本の進出が困難である事業
- ③ 日常生活の環境整備など、地方公共団体が行う一般行政事務との密接な関連に基づいて実施することが適当である事業

を公営企業として経営することが求められている。

この公営企業が有する性格の全てに下水道事業は該当し、下水道法第3条第1項において、「公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。」と規定しているほか、地方財政法第6条において「公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。（以下、略）」と規定し、地方財政法施行令第12条において下水道事業を公営企業として位置づけている。

なお、地方公営企業法は下水道事業を同法の任意適用事業としているが、国は、下水道事業の説明責任をより高めるために、法の全部を適用しないまでも、財務規定の適用を行うことが望ましいとしている。

2 下水道の費用負担原則

(1) 下水道法の使用料の考え方

下水道法第20条は、第1項で「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」としている。また、同条第2項において、下水道使用料は次の原則によって定めなければならないとしている。

- ① 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること
- ② 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること
- ③ 定率又は定額をもって明確に定められていること
- ④ 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

なお、地方公営企業法第21条においても、料金について同様の原則が規定されてい

る。

(2) 「雨水公費・汚水私費」の原則

下水道の費用負担については、国と(財)日本都市センター*が設置した第1次下水道財政研究委員会が提言した「雨水公費・汚水私費」の原則が基本となっている。

第1次下水道財政研究委員会は、雨水排除については原則として公費負担とすることが適当であるとしているが、土地の利用価値の増進等、特定のものに利益がある限度において利用者に負担を課することが適当であるとしている。

また、汚水の処理については、原則として個人負担とすることが適当であるとし、公共用水域の汚濁防止及び公衆衛生など、行政目的を達成するために必要な費用は公費負担としている。

そして、雨水に関する私費負担部分と汚水に関する公費負担部分とが、ほぼ相殺できる程度のものと考えられ、「雨水公費、汚水私費」の原則が提言された。

* (財)日本都市センター：地方自治や都市経営・都市政策について調査研究を行うとともに、日本都市センター会館を管理・運営している。

(3) 公費負担の現状

① 国庫補助金

下水道の公共的役割に鑑み、公共事業として国家的見地からその整備の促進を図るため、雨水および汚水に係る施設の基幹的部分に対し国庫補助がなされている。

「国庫補助金」とは、地方財政法上、国が、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき、又は、地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときの2つの場合限り、地方公共団体に対して交付することができることとされている(地方財政法第16条)。

② 一般会計繰出基準

下水道事業は、独立採算制の原則に基づき、地方財政法第6条(公営企業の経営)に定める行政的経費や不採算経費を除いては、自らの経営に伴う収入によって運営することとされている。

また、下水道事業への支出金は、政令に規定が無い場合地方公営企業法上補助金として扱われ(地方公営企業法第17条の2)、公費負担の根拠及び基準は繰出基準によることになっており、総務省が示す一般会計繰出基準(使用料による徴収が適さない経費＝公費負担)の主なものは、つぎのとおりである。

ア 雨水処理に要する経費

イ 下水の規制に関する事務に要する経費

ウ 水洗便所に係る改造命令に関する経費の一部

エ 設計基準を超える不明水の処理に要する経費

オ 高度処理に要する経費の一部

カ 高資本費対策に要する経費の一部

第2節 本市の下水道事業

1 地方公営企業法の適用

地方公営企業法上、下水道事業への法適用は任意とされているが、本市は、下水道事業の経営情報を明瞭にするため、下水道事業に平成14年度地方公営企業法一部適用(財務規定等)を行い、さらに経営の合理化等を進めるために、平成17年度同法の全部適用をするるとともに、水道局と組織統合し、下水道事業を地方公営企業体として経営している(地方公営企業法第2条、第7条)。

※ 上下水道の組織統合についての資料は、平成17年度四日市市下水道事業運営委員会資料(以下、「第1回委員会資料」という。)7・8頁。

2 事業運営の状況

(1) 整備状況

平成16年度末における本市人口309,522人の内、下水道処理可能区域内人口191,966人(人口普及率62.0%)、その内下水道に接続している人口158,083人(水洗化率82.3%。対本市人口比51.1%)となっている。

また、平成16年度末における下水道以外の生活排水処理施設による処理人口は、農業集落排水が3,610人(対本市人口比1.2%)、コミュニティ・プラントが2,955人(同0.9%)、合併処理浄化槽が59,015人(同19.0%)であり、汚水衛生処理率は72.2%となっている。

なお、平成16年度末の下水道汚水管渠の総延長は、約820kmで四日市と東京を往復する距離に相当し、平成16年度有収水量は、約1,950万 m^3 であり、四日市ドームの約33杯分に当たる。

※ 整備状況についての資料は、第1回委員会資料9頁。

(2) 経営の計画性

① 下水道事業経営計画

本市は、地方公営企業法一部適用を契機に下水道事業経営計画を策定している。これは、計画期間を汚水事業が市街化区域の整備を概ね終える平成45年度までの30年間として事業計画を洗いなおすとともに、財政計画を企業会計に基づいて作成し、下水道事業のビジョンを示すとともに、長期計画を基にした計画目標実現のための課題の抽出・検討などのマネジメントを進めようとしたものである。

なお、この計画の見方のひとつとして、計画期間の当初はコスト縮減に重点をおくものの、それには限界があることから、収益の増加の検討にウェイトを移すことを意識し、水洗化率の向上とともに、下水道使用料率の改定を計画内に織り込んでいる。但し、これは、下水道使用料率の改定を検討するデータの収集期間、データに基づき改定を検討する期間等を考慮するとともに、市街化区域内をほぼ整備し終える平成45年度において、下水道使用

料収入により維持管理費の100%及び資本費の50%を回収する場合を想定したものと
なっている。具体的には、現行計画が計画上想定した条件を満たす下水道使用料率の改定
時期、改定率を試算したものであり、また、装置事業の特徴である規模の経済により、事業
進捗が伸びるに従い総事業費は増進するものの、単位当たりの費用は逡減し、それに対し、
単位当たり事業収益は逡減せず、総収益は進捗に比例して増加することを示しているにす
ぎない。

このことから、当委員会の審議が収益や費用の構造を考える上で参考になるものの、改
定方針の審議に影響を受けるものでない。

なお、現下水道事業経営計画は、平成17年2月の市町合併以前に策定されたものであ
り、楠地区のデータが含まれていないことから、新市建設計画を踏まえ、また、生活排水処
理施設整備計画が改定されたことを受けて、時点修正を含めて事業及び財政計画の検討
を行う必要があり、平成18年度以降に計画の改定を予定している。

※ 下水道事業経営計画についての資料は、第1回委員会資料12頁。

② 下水道事業中期計画

本市は、長期計画である下水道事業経営計画を平成15年2月に公表するとともに、下水
道事業を着実に進めるために、同年7月に計画期間5年の下水道事業中期計画を発表し、
整備目標を明らかにし、これに従って事業が進められている。

なお、下水道事業中期計画も下水道事業経営計画の改定に併せて見直しが予定されて
いる。

③ 生活排水処理施設整備計画

平成8年度に策定された生活排水処理施設整備計画が、国の方針を受けて平成17年
度三重県下一斉に見直されることを受けて、本市においても見直しが進められており、平成
17年度末に公表される予定である。この見直しの内容は、三位一体改革が進む中で、最も
効率的、経済的な生活排水処理形態の検討を行い、市域の生活排水処理に係る整備基
本方針をまとめ、さらに目標年度(平成22、27年度)における整備水準等を明らかにする
というものであり、生活排水処理施設を所管する環境省(合併処理浄化槽)、国土交通省(公
共下水道)、農林水産省(農業集落排水施設)の三省合意(平成13年度)に基づき、三重
県が策定した費用関数、及び施設の耐用年数を用い、事業の経済比較を行い、生活排水
事業を効率的、経済的に進めるとともに、生活環境の向上、川や海などの公共用水域の水
質保全を推進しようとするものである。

また、本市は、今後この計画に基づき施設整備を進め、下水道事業が装置産業であるた
めどうしても先行投資の部分が生じることになるが、その部分を最小限にし、整備完了時は
当然のこと、整備途中における利用者の負担を最小限にしようとしている。

なお、見直しされた生活排水処理施設整備計画は、下水道事業経営計画の改定にあた

って重要な計画となる。

※ 生活排水処理施設整備計画についての資料は、第1回委員会資料13～15頁。

3 財政状態及び経営成績

(1) 平成16年度における汚水事業の損益の状況等は次のとおりである。

総収益は48億円であり、下水道使用料24億円(構成比50%)、一般会計補助金23億円(同48%)、その他収益1億円(同2%)である。また、総費用は53億円であり、維持管理費15億円(同28%)、資本費38億円(同72%)であり、当期純損失5億円である。

(2) 主要な経営指標である汚水処理原価、使用料単価は次のとおりである(平成16年度)。

汚水処理原価は274.7円/m³(=維持管理費81.3円/m³+資本費193.4円/m³)、使用料単価は125.1円/m³となっている。その結果、使用料回収率(使用料単価/汚水処理原価)は46%となり、残りの54%のうち45%が一般会計からの繰入額等が占め、9%が損失となっている。

※ 汚水事業の損益の状況、汚水処理原価、使用料単価についての資料は、第1回委員会資料32頁。

(3) 下水道事業全体の平成16年度経営成績及び平成16年度末財政状態は次のとおりである。

① 平成16年度経営成績

収益は、営業収益7,760,413千円、営業外収益2,422,755千円、合計10,183,168千円であり、費用は、営業費用7,203,210千円、営業外費用3,743,713千円、特別損失16,204千円であり、その結果779,959千円の純損失となっている。

② 平成16年度末財政状態

資産の部は、固定資産251,183,030千円、流動資産4,645,236千円、合計255,828,266千円であり、負債の部は、固定負債45,063千円、流動負債3,262,849千円、合計3,307,912千円、資本の部は、資本金133,414,929千円、剰余金119,105,425千円、合計252,520,354千円となっている。

なお、企業債残高は、104,125,263千円であり、平成16年度企業債借入額4,221,900千円、元金償還額4,885,842千円、償還利息3,536,181千円となっている。

また、累積欠損金が2,230,080千円となっている。

※ 平成16年度経営成績及び平成16年度末財政状態についての資料は、第1回委員会資料11頁。なお、平成16年度決算の状況についての資料は、第1回委員会資料10、31、32頁。

4 下水道使用料の調定等

(1) 下水道使用料の調定及び収納状況

下水道事業に地方公営企業法(財務規定等)適用後の下水道使用料の調定額及び収納の状況は次のとおりである。なお、下水道使用料の納入が水道料金と同時納入を基本としていること、また、銀行口座振り替えを促進している他、市民の消費行動の変化に対応してコンビニエンスストアでの納入制度を導入していることもあり、収納率については次の表のとおり高率となっている。

下水道使用料の収納状況

	下水道使用料収入	平成18年1月末(円)		平成18年1月末(%)	
	(税込み、円)	収納済額等	収納未済額	収納率	未済率
平成14年度	2,387,419,021	2,371,539,742	15,879,279	99.3%	0.7%
平成15年度	2,423,785,999	2,408,951,138	14,834,861	99.4%	0.6%
平成16年度	2,557,474,844	2,538,266,220	19,208,624	99.2%	0.8%

下水道使用料の調定は、海蔵川～三滝新川～三滝川を境にして、その北側を偶数月に、南側を奇数月に行っており、北側＝北部、南側＝南部の調定総額と有収水量は次のとおりであり、北部は整備進捗に合わせた形で調定総額、有収水量が伸びているが、南部は、経済状況の影響及び多雨とか冷夏とかの気候の影響による有収水量の減少が、整備進捗による有収水量の伸びを上回る状況がみられ、調定総額も減少する可能性があることをみることができる。

下水道使用料の調定状況

	調定総額(円)			有収水量(m ³)		
	北部	南部	合計	北部	南部	合計
平成14年度	769,933,480	1,617,485,541	2,387,419,021	6,752,281	11,038,328	17,790,609
平成15年度	832,909,444	1,590,876,555	2,423,785,999	7,351,588	10,989,440	18,341,028
平成16年度	895,426,771	1,662,048,073	2,557,474,844	8,032,051	11,444,211	19,476,262

	調定単価(円)		
	北部	南部	合計
平成14年度	114	147	134
平成15年度	113	145	132
平成16年度	111	145	131

また、上記の表から、北部、南部の有収水量1m³当たりの単価をみると、北部が110円台、南部が140円台であり、合計では130円台となっている。このことから、北部は小口の利

用者が、南部は大口の利用者が相対的に多く分布することを示し、大口の利用者は、経済変動や気候変動により使用量の増減が大きく、小口の利用者はその増減が小さいことが推定される。また、次の表の水洗化一人当たりの有収水量から、経済変動等による影響を含めて、節水意識の醸成による使用量の減少が一定程度進んでいることも推測される。

下水道整備進捗状況と水洗化一人当たり有収水量

	年度末(%)		年度末	水洗化一人当たり
	人口普及率	水洗化率	水洗化人口(人)	有収水量(m ³)
平成14年度	56.0	79.2	131,751	135
平成15年度	60.2	80.4	143,792	128
平成16年度	62.0	82.3	158,083	123

(2) 水洗化率向上の取組み

本市は、水洗化率を(年度末現在で下水道に接続している人口) / (年度末までに新たに完成した区域に居住する人口 + 既整備済みの区域に居住する人口) で算出し、下水道事業に地方公営企業法(財務規定等)適用後の水洗化率は、次のように推移している。

水洗化率の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
水洗化率(%)	79.2%	80.4%	82.3%

また、年度末までに新たに完成した区域においては翌年度から接続が開始されることから、供用開始約1年後の状況でみると、平成18年1月末の水洗化率は86.7%となっている。

このように、水洗化率が向上しているが、水洗化率向上は、投資の有効性を高めるだけでなく、下水道財政上、収益面において直接的に増加につながり、費用面においても接続が促進され有収水量が増加することは、固定費が多くを占めることと併せて考えると、操業度が高くなればなるほど単位当たりの費用は低くなることから、収益費用両面にとって大きな影響がある。

本市は、このような観点から次のような水洗化向上策に取り組んでいる。

(工事着手前の取組み)

① 工事予定箇所図の縦覧

上下水道局営業課窓口にて、2年先までの下水道工事予定箇所図を置き縦覧に付している。

このことにより、工事予定の周知を図り、各家庭の新築・改築や合併処理浄化槽設置計画などの参考となるようにしている。

② 下水道PR情報紙の各戸配布

上記下水道工事予定箇所図や下水道接続に係る諸情報をA2版両面印刷物にまとめ、広報「よっかいち」8月下旬号の折り込みとして、下水道整備済み地域及び整備予定地域を含む地区に各戸配布している。

このことにより、市民に工事予定の周知を図るとともに、下水道への接続費用、宅内における維持管理上の留意事項の啓発に努めている。

③ 測量設計対象地区における事業説明会

測量設計委託業者決定後、測量設計対象地区において事業説明会を催し、測量設計～工事～受益者負担・接続申請・宅内配管～接続に至る手続について説明を行っている。

なお、この説明会は平成17年度から実施されるようになったもので、工事着手1～3年前に開催されるものである。

このことにより、測量設計対象地区住民に対する下水道への接続を啓発し、接続に向けた準備を促している。

④ 工事対象地域における工事説明会

工事請負業者決定後、工事対象地域において工事説明会を催し、工事内容(含む、工事時間帯＝通行止め時間帯、仮駐車場の設置)、受益者負担金、接続申請等について説明を行っている。

このことにより、工事対象地域における下水道工事への理解、水洗化促進を図っている。

⑤ 水洗化意向調査

住民の水洗化への意向が高い地域から、技術的検討を踏まえて事業を実施するために、将来3ヵ年をかけて整備を予定する、住居が一定の密度で分布する地域を抽出し、その地域の住民の水洗化に対する意向を調査し、それに基づき整備計画を策定し、調査対象地域にその結果を報告するもので、平成17年度下期に試験的に始めたものである。

これにより、接続意思の高いところから整備が進められ、事業の有効性を高めるとともに、接続意思が相対的に低いところへの事業啓発を進めることを目指している。

⑥ 生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備計画の内容については、本答申第1章第2節の「2事業運営の状況 (2)経営の計画性」(5～6頁)の中で記述済みである。

「生活排水処理施設整備計画」の市民への情報提供は、県が行う「三重県生活排水処理施設整備計画」の公表に合わせて、本市「生活排水処理施設整備計画」を地区市民センターに置くとともに、ホームページにおいても公表し、市民に生活排水処理ビジョンを明示する予定である。

これにより、市民は生活排水処理施設整備の全体計画を知ることができ、個々に自らの生活排水処理への計画的な対応が可能になる。

(工事完了後の取組み)

⑦ 工事完成のお知らせ

下水道工事が完了次第、接続可能になった地域に工事完成のお知らせを各戸配布で行っている。

これにより、工事完了を周知するとともに、早期接続を促している。

⑧ 下水道供用開始地図の縦覧

年に2回(6月、12月)供用開始地図を作成し、最新の供用状況の情報を上下水道局営業課の窓口においている。

これにより、土地の開発や購入に必要な情報を提供している。

⑨ 未水洗化家屋アンケート調査

未水洗化家屋を訪問し、水洗化を依頼するとともに、水洗化できない理由を調査している。

これにより、水洗化を促進するとともに、このデータを基に水洗化しやすい環境づくりや啓発方法を検討している。

(水洗化支援制度)

⑩ 融資あっせん利子助成制度

「未水洗化家屋アンケート調査」から、未水洗化の要因として資金不足が多くを占めていることを受けて、水洗化工事資金の融資あっせんを行うとともに、利子分を市が負担する制度である。

このことにより、資金不足を緩和し、水洗化を促進しようとするものであり、平成18年度から、一定条件の元に融資の年齢制限を無くし、より利用しやすい制度に改正されることになっている。

⑪ 私道への公共下水道整備

住宅ミニ開発区画の水洗化を促進するため、私道にのみ接道している区画の所有者全員の私道内への下水道管整備及び整備後直ちに接続するとの同意に基づき、市が私道に下水道を整備する制度である。

このことにより、私道にのみ接道している区画の水洗化を促し、面整備の効果を高めようとするものである。

⑫ 私道への共同配水管設置補助制度

「私道への公共下水道整備」の申請条件を満たせない場合の救済措置として、私道に接道する関係者が共同で配水管を設置する場合、市が設置者に補助金を交付する制度である。

これにより、私道に接道する関係者の一部の所在が不明で関係者全員の同意が得られず、「私道への公共下水道整備」の申請条件を満たせない場合においても、私道への下水道管の設置を誘導し水洗化を促進し、面整備の効果を高めようとしている。

⑬ 共同住宅排水管設置補助制度

水洗化が進まない共同住宅の水洗化を促進するため、新たに供用開始する区域で共同住宅が排水管を設置し下水道に接続した場合、補助金を交付する制度であり、平成18年度から施行するものである。

これにより、共同住宅(多世帯)の水洗化を進め、周辺的生活環境の向上を図ろうとしている。

⑭ 年金事業等の融資制度の紹介

高齢者、要介護者、低所得者及び事業者を対象にした融資制度を紹介している。

これは、宅内水洗化工事の資金が不足するとの相談に対して、他機関の融資制度を紹介するもので、相談者の状況に応じて水洗化工事の資金不足を緩和しようとするものである。

なお、この資料を排水設備工事指定店に配付し、制度の周知を図っている。

(PR・広報)

⑮ 「下水道の日」催事

9月10日(立春から220日＝台風の襲来が210日とともに多いことからこの日に設定)の「下水道の日」のPRを兼ねて、市内ショッピングセンター2箇所で、排水設備工事業者と便器メーカーの協力を得て、水洗化工事の無料相談会や啓発物品の配布をし、下水道事業のPRを行っている。

これにより、広く市民に向けて下水道事業の情報発信をしている。

⑯ 下水道事業啓発ポスターコンクール

総合学習が始まる小学校4年生から6年生を対象にして、下水道啓発ポスターを募集し、最優秀作品・優秀作品を「下水道の日」の催事場で1週間展示するとともに、最優秀作品を下水道啓発冊子に掲載している。

これにより、子供たちに環境保全意識をもってもらうとともに、家庭での環境保全意識の醸成を目指している。

⑰ メディアによる広報活動

水洗化の啓発活動として、FMよっかいち、CTYを利用して様々な制度の紹介や催事の案内を行っている。

また、上下水道局のホームページで下水道事業財政の状況の他、下水道の整備予定、助成制度、最新情報等の提供を行っている。

これらにより、広く市民に向けて下水道事業の情報発信をしている。

第2章 下水道使用料の現状

第2章では、下水道使用料の現状に焦点をあてて検討を進める。

第1節 本市の下水道使用料

1 下水道使用料の変遷

本市は、昭和37年11月、水道料金の40%に水洗便器の形状(大便器・小便器)ごとの単価を加えたものを下水道使用料として徴収開始した。

その後、昭和46年4月分に初めての改定を行い、現在の下水道使用料体系の原型となる基本使用料・超過使用料制に移行し、以後9回の改定を行っている。平均改定期間は、昭和37年11月から平成18年3月までの43.4年をこれまでの改定回数10回で単純に割ると、約4.3年に1回改定していることになる。

なお、現行下水道使用料は平成8年1月から適用されているものであり、平成17年度末で10年以上改定が行われていない状況にあり、この間、物価レベルに大きな変動は無いが、下水道施設の整備が進み、水洗化人口は、その間に約86,000人から約158,000人(平成7年度末と平成16年度末で比較すると1.8倍)に増加し、市民の約半分に当たる人々が下水道を利用するようになっている。

※ 下水道使用料の変遷についての資料は、第1回委員会資料17・34頁。

※ 物価レベルについての資料は、第1回委員会資料33頁。

2 現行の下水道使用料

(体系)

平成8年1月から適用されている現行の下水道使用料は、一般汚水、公衆浴場汚水、その他の汚水の3種類に種別し、そのうち一般汚水の使用料体系は、基本使用料を10m³までとし、それを超える超過使用料は8段階の従量料金制となっている。

※ 現行下水道使用料の体系についての資料は、第1回委員会資料19頁。

(設定条件)

現行下水道使用料は、設定対象期間を平成8年度からの3ヵ年とし、下水道使用料収入で維持管理費100%と資本費25%を賄うことを想定して設定されたものである。

※ 現行下水道使用料の設定条件についての資料は、第1回委員会資料18頁。

(累進度)

現行下水道使用料の累進度は、最大従量単価／基本使用量単価＝4.3、最大従量単価／最小従量単価＝3.3となっている。

※ 現行下水道使用料の累進度についての資料は、第1回委員会資料24頁。

3 一般汚水以外の汚水、減量制度、減免制度等

1及び2以外のことについては時間的制約からここでは検討しない。

第2節 他都市との比較

他都市との比較は、特に断りが無い限り、下水道事業に地方公営企業法を適用している中核市15都市を対象とし、「他都市」と表現することとした。

1 使用料単価と処理原価

本市の平成16年度使用料単価は125.1円/㎥(消費税抜き)、処理原価は274.7円/㎥(同)であり、他都市の平均(平成15年度)の使用料単価は134.8円/㎥(同)、処理原価は183.4円/㎥(同)である。また、全国の平均は、使用料単価128.53円/㎥、処理原価197.97円/㎥である。

これから、本市は他都市や全国平均と比較すると、使用料単価が低く、処理原価が高い状況にある。

	全国平均	他都市平均	四日市市
使用料単価(円/㎥)	128.5	134.8	125.1
汚水処理原価(円/㎥)	197.9	184.0	274.7
うち維持管理費分	67.6	60.0	81.3
うち資本費分	130.3	124.0	193.4

※ 使用料単価等の他都市比較についての資料は、第1回委員会資料23頁。

2 従量料金の累進度

他都市の従量料金の累進度は、第1回委員会資料の24頁及び第2回委員会資料の4頁のとおりであり、最大従量単価/基本使用量単価で計算した値が本市の4.3より高い都市は1都市であり、最大従量単価/最小従量単価で計算した値が本市の3.3より高い他都市は5都市あるが、本市はいずれも高い方に位置する。

3 資本費回収率

本市の資本費回収率は、第1回委員会資料の23頁を基に、公費負担分等を控除して計算すると27%であるが、他都市は37%から131%までばらついている。また、他都市の下水道人口普及率と資本費回収率の関係をみると、下水道普及率が高い都市の資本費回収率が必ずしも高いという傾向はみられない。

※ 資本費回収率の他都市比較についての資料は、第1回委員会資料5頁。

4 使用料改定期間等

(改定期間等)

本市の単純計算した使用料改定期間は約4.3年、現下水道使用料継続期間は約10年であるが、平成15年度に実際に下水道使用料を改定した都市の実際改定期間は、地方公営企業法適用都市で3.5年、同法非適用都市で6.2年となっている。なお、改定

算定期間は、他都市で3.1年、平成15年度に改定した都市のうち地方公営企業法適用都市で3.6年、同法非適用都市で3.7年となっている。

※ 改定期間等についての資料は、第2回委員会資料1頁。

(基本水量)

他都市の全てが基本使用料を設定しているが、基本使用料の対象となる水量区分は、基本使用料に基本水量を賦与していない都市が3都市、基本使用料に基本水量を賦与している12都市のうち、基本水量を8m³までとしている都市が2都市、10m³としている都市が10都市である。

以前は衛生的な生活を誘導するために多くの都市で基本使用料に基本水量を設けていたが、下水道が浸透するとともにこのような考え方が薄れてきたこと、また、節水努力に報いる体系を求める声が多いことから、基本使用料に基本水量を賦与しない都市が徐々に増える傾向にある。

※ 基本水量についての資料は、第2回委員会資料2頁。

(従量区分)

本市の従量区分は8段階であり、最大区分は1,000m³においているが、他都市の状況は第2回委員会資料2～4頁のとおりであり、本市の区分数は多い方に属する。

第3節 国の動向

1 下水道経営に関する留意事項等について

下水道事業を所管する国土交通省都市・地域整備局下水道部は、平成16年12月に「下水道経営に関する留意事項等について」を公表し、その中で「下水道経営の健全化に向けた取組みへの留意事項」として次の6点をあげている。

① 明確な経営目標と経営見通し

中期経営計画を策定し、業績評価の実施等を通して、より一層計画性・透明性の高い企業経営の推進に努める必要がある。

② 適切な下水道使用料の設定

水需要の動向に応じて、料金体系も含めた適時適切な下水道使用料の見直しをしていく必要がある。

③ 接続の徹底

接続の不徹底は、早急に改善する必要がある。

④ 経営情報の公開・透明化

積極的な情報の開示と説明責任の徹底、また、情報を分かり易く開示する必要がある。

⑤ 企業会計の導入

企業会計方式を導入し、経営状況を理解し易くする必要がある。

⑥ 意識改革

企業体であることの明確な自覚をもって経営に取り組む必要がある。

国が掲げた「下水道経営の健全化に向けた取り組みへの留意事項」について、本市の取組状況を概観すると、「②適切な下水道使用料の設定」については、今年度本委員会に「下水道使用料の改定方針について」諮問し、それへの取り組みを進めているほか、「①明確な経営目標と経営見通し」は下水道事業経営計画などにより、「③接続の徹底」は水洗化率向上に向けた取り組みにより、「④経営情報の公開・透明化」は広報「よっかいち」や市ホームページ等を通じた取り組みにより、「⑤企業会計の導入」は平成14年度に既に導入し、かつ、平成17年度から地方公営企業法を全部適用し、市民サービスと経営効率の向上を目指して水道事業との組織統合を実施し、その中で「⑥意識改革」の取り組みを進めている。

今後も、下水道事業を取り巻く諸状況と本市の状況から問題点を抽出し、課題解決方法を市民に明らかにして、「下水道経営の健全化に向けた取り組み」を積極的に進めていく必要がある。

※ 下水道経営に関する留意事項等についての資料は、第4回委員会資料1～3頁。

2 高資本費に対する財政措置

(1) 地方交付税の措置

国は、「地理的条件や個別事情によって料金対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じる」としている。

これは、供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち、使用料対象資本費が45円/㎥(全国平均)以上で、下水道使用料が150円/㎥以上(但し、平成18年度及び平成19年度は平成17年度に引き続き経過措置があり、平成18年度は131円/㎥(使用料全国平均)以上とする。)の場合、地方交付税措置するというものである。ここで言う下水道使用料は平成16年度決算統計上の数値を指し、本市の場合は平成16年度下水道使用料が125.1円であることから、この制度の対象外となる。

なお、国が下水道使用料を150円/㎥(月3,000円/20㎥)に設定するのは、「下水道料金の全国平均が月額2,767円で、上水道料金(同3,125円)や浄化槽使用料(同3,051円)に比べ低く、下水道事業費のうち汚水処理に掛かる費用を利用者負担で賄っていないのに下水道料金を低く設定している市町村に対し、2004年度以降、上水道や浄化槽使用料に近い月額3,000円程度に引き上げること」を求めているからである。

※ 下水道使用料を150円／ m^3 (月3,000円／ 20m^3)についての資料は、第1回委員会資料40頁。

※ 生活排水処理施設の維持管理費については、第3回委員会資料6頁の「4維持管理費用比較」参照。

(2) 公営企業債の借換

国は、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業債のうち資本費負担が著しく高い一定の公営企業については、借換債を措置するとしている。

現時点では、平成18年度借換条件の全容が示されていないが、例年の条件とされた場合、地方交付税の措置と同様に下水道使用料が条件に満たないことになる。

これは、下水道利用者に他の公共料金と同程度以上の負担を求めることにより、受益者に応分の負担を求めているが、なお高資本費のために経営が圧迫されている場合のみ救済するという制度であり、平成20年度以降経過措置の適用もなく、今後、この傾向を強めていくと推測される。

国は、下水道事業者の下水道使用料収入を増加させるとともに、公営企業借換債により高い企業債利息の負担を軽減し、地方交付税の措置と併せて事業の経営状況を改善し、事業の独立採算性を誘導しようとするもので、中期的には利用者の負担が高まるが、地方交付税措置や公営企業債の借換えにより、長期的には利用者が負担する費用の総額を軽減することを意図したものと理解される。

第4節 減価償却

減価償却費の算出方法には、資産の全額を償却する方式(地方公営企業法施行規則第8条第1項。「全額償却」と国庫補助金を控除して償却する方式(同施行規則第8条第4項。「みなし償却」)があり、どちらかを選択することになっている。

これは、施設等に対する将来の再投資時に国庫補助金が措置されることが想定されていない場合は、料金収入等により再投資時の財源を留保しておく必要があるので「全額償却」を、将来の再投資において改めて措置される場合は、料金収入等により再投資時の財源を留保しておく必要がないので基本的に「みなし償却」を選択するものと理解される。

本市は、平成14年度の地方公営企業法一部適用にあたり「みなし償却」を選択し、適用を継続している。これは、下水道法第34条の規定から、施設更新についても国庫補助金の適用があるとの判断に基づくものであり、現状もそのように推移しているとみられる。

しかしながら、国は、平成17年12月6日の閣議決定「平成18年度予算編成の基本方針」で、「平成16年度予算編成方針で示された方針(下水道汚水管渠の維持更新に対する補助については原則廃止する。)」に基づき、引き続き厳しく見直しを行うとしていたことから、今後の推移を見守る必要がある。

なお、今回の下水道使用料の改定方針の検討の中では、時間的制約から「みなし償却」「全額償却」の是非について十分に論じることができないこと(この時点で、会計処理の継続性の原則の観点から「みなし償却」から「全額償却」に変更する根拠が明確でないこと)、及び、「みなし償却」から「全額償却」に変更することにより「資本費」が激増し、改定方針の検討に影響が大きいことから、当委員会は減価償却についてこれ以上の検討を行わない。

※ 下水道法第34条(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

「国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。」

第5節 改定シミュレーションの評価

改定にあたっては第1回委員会資料28・29頁に示されている手続きを精緻に行う必要があるが、これまでの議論を踏まえて、簡易な方法により3パターンのシミュレーションを行い、改定の必要性、「下水道使用料の改定方針」のポイント、広報の重要性等について議論をした。

この結果、①段階的に料金を見直していくことを前提として、定期的に下水道使用料の見直しを検討する期間(財政計画期間)の設定、②使用料対象経費の配分を考慮した、わかりやすい公平感ある従量水量区分の設定、③基本使用料に基本水量を賦与する場合、下水道使用料と同時徴収される水道料金と整合させる工夫をすること(節水努力にかなう工夫)、④下水道使用料により維持管理費100%と資本費の何%を回収するかという資本費回収率の設定、の4点が改定時のポイントになると整理し、かつ、現行の下水道使用料の課題、他都市の下水道使用料との比較などを積極的に広報する必要について整理した。

第6節 下水道使用料のあり方を検討する必要性

下水道使用料の性格については、既に第1章第1節の「2下水道の費用負担原則」の中で整理したところであるが、下水道使用料は、端的に言えば「能率的な管理(経営)の下における適正な原価をこえないもの」、あるいは、「適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」と考えられる。

また、下水道使用料と下水道事業に投入される一般財源の関係について、原則的には「雨水公費、汚水私費」であるが、市民の立場から見た場合、下水道が供用されている又はされる地域の住民からは、「下水道使用料は、能率的な管理の下における原価から、下水道施設の整備が完了するまでの未利用資産にかかる費用を控除したものを基準に設定されることが望ましく、公共用水域の水質保全に果たす役割も大きく、それに見合った一般財源の投入がされる必要がある。」と聞こえてくるであろうし、下水道以外の生活排水処理施設による整備が計画されている地域の住民からは、「そのような考え方だけでなく、他の面から

も考える必要があるのではないか。租税負担に違いがある場合があるかもしれないが、下水道以外の生活排水処理により、下水道と同じ目的を果たしているのだから、下水道の使用料も他の生活排水施設の維持費用等と同レベルにするべきではないか。また、下水道に投入される一般財源は、下水道以外の生活排水処理施設の整備等に投入される一般財源と均衡がとれたものが望ましい。」と聞こえてくるのではないかと考えられる。

既にみてきたように、現行下水道使用料が設定されてから10年が経過し、下水道事業がカバーする人口も現行下水道使用料設定時に比べ1.8倍以上となっているが、現行下水道使用料が維持管理費の100%と資本費の25%を賄うことを前提に設定されていることから、現行の下水道使用料の設定のままの現状が続くことは、下水道事業は一般会計から多額の繰入金を受けながら、経営を続けることになる。

このことから、下水道事業が経営の効率化を高め、下水道利用者へのサービスを更に充実させながら、市民の快適な暮らしを支えていくには、一般会計からの繰入金の問題や他の生活排水処理施設との比較を整理しながら、下水道の整備進捗に見合った形で、下水道使用料の段階的な見直しを検討する必要があると考えられる。

第3章 下水道使用料のあり方

下水道事業財政の健全化を進める一環のひとつとして、下水道使用料の改定を位置づけ、改定の取り組みを進める必要がある。

第1節 改定と並行して取り組みを進めるべき事項

1 下水道事業財政の健全化

平成16年度下水道事業会計決算審査において4点の所見が掲げられているが、それを要約すれば次のとおりとなる。

① 下水道使用料の原価回収率について

下水道事業の経営や建設改良を円滑に進めるためには、汚水処理原価の低減に努めるとともに、公共下水道に接続する戸数を増やすことにより水洗化率を高めて下水道使用料の増収を図り、下水道使用料の原価回収率(使用料単価÷処理原価)をより一層向上させることによって、計画的に投下資本の回収を図る必要がある。

② 本市の総合的な排水対策について

公共下水道で整備する区域とそれ以外の制度で整備される区域とを明確にし、早期に生活排水処理施設整備率の向上を目指すべく計画的に整備を推進すること。

③ 下水道事業の健全な経営について

一般会計繰入金について関係部局との協議を進めるとともに、経営の健全化には下水道のより一層の経営努力が必要である。

また、適正な企業債残高の目標値を示すとともに、その経営計画に沿ったシビアな執行をお願いしたい。

④ 下水道整備計画について

新たに作成予定の整備計画(生活排水処理施設整備計画)について、住民に説明し、周知を図る必要がある。

※ 決算審査の所見についての資料は、第4回委員会資料4～6頁。

決算審査の所見は、下水道事業財政の健全化への対策を網羅している。このことから、決算審査の所見を次のように施策に反映させ、改定と並行して下水道事業財政の健全化を図る必要がある。

ア 「①の下水道使用料の原価回収率について」は、公営企業債の借換えによる高資本費の低減、及び業務効率を反映した組織運営、並びに経済性原則に則った外部業務委託の推進などによる下水道使用料対象経費を縮減する取り組みを進めるとともに、本答申の第1章第2節の「4下水道使用料の調定等について」の(2)水洗化率向上の取り組みを一層工夫し、投資効果を高める取り組みを進め、下水道使用料収入の増収を図ることが求められる。

イ 「②の本市の総合的な排水対策について」は、「④の下水道整備計画について」において述べられているように、広報を通じて住民の理解を得ながら、計画的に施設整備を図

ることが求められる。

ウ 「③の下水道事業の健全な経営について」は、下水道使用料を改定しても今の予算編成方法であると欠損が累積する構造に変化が無く、それ以後の下水道使用料の設定をゆがめる懸念もあることから、料率設定に見合った形で一般会計から繰入金繰入れが必要なことを含め、一般会計繰入金について関係部局との協議を進めるとともに、財政運営上、後年度の過度な財政負担を回避するため、事業計画と財政計画を十分に研究し、企業債残高に留意した事業運営を図ることが求められる。

なお、平成19年4月に本市が中核市になると、包括外部監査が必置となることになるが、包括外部監査の対象に下水道事業が選択された場合は、下水道事業経営の健全化・明瞭化を図るよい機会と捉え、専門的見地からの意見を積極的に下水道事業に反映させる必要がある。

さらに、平成16年度決算審査において下水道使用料の収納について所見がないが、下水道使用料の調定により収益を認識しても、収納という入金があってはじめて事業が成り立つことを考えると、現在の高い収納率を確保することが求められる。収納は、収納に要する費用とそれにより収納する額との関係や社会経済情勢により収納率に影響が出ることを併せて考える必要があるが、下水道事業の健全な経営及び負担の公平を確保する観点から、高い収納率の確保は重要である。

2 広報の充実

近年、公共料金や公営企業の運営に対して、市民の厳しい目が注がれており、下水道事業の運営を将来にわたって安定的に維持していくためには、下水道事業に関する情報を開示するとともに、市民への説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保していく必要がある。

情報の開示にあたっては、経営に関する情報はもとより、事業計画や汚水処理コスト、下水道使用料体系の仕組みや負担のあり方、他の生活排水処理施設との比較や他都市との比較などの情報を、広報「よっかいち」やホームページ等を通じて分かりやすく積極的に提供し、市民の理解を得ていくことが重要である。

第2節 改定方針

「下水道使用料の改定方針について」は、次のとおりとする。

1 料金見直し期間(改定期間)

(方針)

3年を基準とする。

(説明)

料金の見直しを行うには、①現状分析、②将来見通しの推計等をもとに行う必要があるが、

(1) 料金見直し期間を極端に短くすると、現状分析が不十分になるとともに、改定する場合、市民の方々への周知などに弊害が生じると考えられる。

(2) 料金見直し期間を長期にすると、将来発生する費用や有収水量等の推計が難しくなること、社会環境の変化に対応できなくなること等の弊害が生じると考えられる。

については、現状の分析、将来の見通しの推計の両方がある程度合理的に行え、急激な負担の変化をもたらさず、かつ、改定の周知などに大きな弊害が無いと思われる期間として3年程度が適当であると考えられることから、料金見直しを検討する期間は、『3年を基準とする』こととする。

2 基本水量

(方針)

5 m^3 とする。なお、当面は基本使用料に基本水量を賦与することとするが、基本水量を賦与しない制度についても検討すること。

(説明)

下水道の基本使用料の基本水量を水道の小口径の基本使用料の基本水量と同一にすることは、市民の節水努力に対応するとともに、市民にわかりやすく、理解しやすい制度になると考えられる。

については、平成17年10月から水道の小口径の基本使用料の基本水量が5 m^3 に設定されていることから、下水道の基本使用料の基本水量も『5 m^3 とする』こととする。

なお、市民の節水努力と使用量に比例した負担の合理性を研究し、基本水量を賦与しない制度についても検討すること。

3 基本使用料

(方針)

基本水量の変更と現行基本使用料とのバランスに配慮するとともに、生活排水者の負担が急激に大きくならないようにすること。

(説明)

基本使用料は、下水道に接続する全ての使用者が負担するものであり、基本使用料が対応する費用は、需用家費(使用料徴収関係経費など、下水道使用水量の多寡に係りなく、下水道使用者数に対応して増減する経費)や、固定費(減価償却費、企業債償還利息、保守点検費用、電力料金の基本料金など、下水道使用水量や使用者数の多寡に係りなく、下水道施設の整備規模に応じて固定的に必要とされる経費＝操業度に係りなく発生する経費)の一部になると考えられるが、

- ① 基本水量が衛生的な生活を維持するにあたり最低限の使用を促す意義を持つと考える場合、基本使用料を低廉にする必要があること。
- ② 装置型産業である下水道事業は、計画事業量を完了するまで先行投資部分を

必ず含むものになることから、これにかかる費用を基本使用料の対象経費とすることは好ましくないこと。

- ③ 下水道事業の経費全体に占める固定費の割合は、装置型産業の特性から極めて大きなものとなることから、固定費の一部を基本使用料として賦課し、基本使用料に賦課するもの以外を従量料金に配分すること。

が妥当と考えられる。

このことから、基本使用料は上記のことに留意し、『基本水量の変更と現行基本使用料とのバランスに配慮するとともに、生活排水者の負担が急激に大きくならないようにすること』を基本にして検討されるべきである。

4 累進度の検討

(方針)

使用料対象経費の各従量水量区分への配分、従量水量区分ごとの有収水量の状況等を慎重に検討するとともに、累進度が過度に高くないように留意すること。

(説明)

下水道使用料は、水道料金と同様、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進(逓増)使用料体系となっている。これは、汚水排水量の変動の大きい大口需要者のために施設整備コストがかかっていることに基づくもので、今後も適正な累進度のもとに累進(逓増)使用料制を維持すべきである。

また累進度は、各従量水量区分に配分される使用料対象経費と各従量水量区分における有収水量によって求められる率が、従量水量区分の水量が増加するに従って逓増する比率のことであり、各従量水量区分における有収水量が将来推計を基にして所与のものとして設定されるとすれば、使用料対象経費の従量各水量区分への配分が累進度を決定することになる。

このことは、使用料対象経費の各従量水量区分への配分にあたって、従量水量区分ごとの有収水量の状況と汚水排出量の変動と施設整備コストの関係に留意する必要があることを示している。なお、汚水排出量の変動と施設整備コストを過度に見積もることは、過度に高い累進度を設定することになり、大口需要者の企業立地への影響、下水道施設への接続意思の減退などが懸念されることから、使用料対象経費の各水量区分への配分にあたっては、特に慎重な検討が必要である。

このことから、累進度の検討については、『使用料対象経費の各従量水量区分への配分、従量水量区分ごとの有収水量の状況等を慎重に検討するとともに、累進度が過度に高くないように留意すべき』である。

5 従量水量の区分

(方針)

有収水量、排水需要、水量区分のバランス、負担の公平感に留意し、他の公共料金や税制などを参考に検討すること。

(説明)

下水道使用量について、現行下水道使用料の基本水量、従量水量の水量区分ごとの有収水量を捕捉しているが、生活排水、事業者の業態別等による有収水量の捕捉は行っておらず、排水需要の実態をデータから確認することはできない。

有収水量は、生活習慣の変化、景気変動や気候に影響される面があり、将来の排水需要の想定は、推定によらざるを得ないことを考慮しても、なお排水需要の想定は必要と考えられる。

このことから、排水需要の想定は、幸い従量水量区分が細かく設定されていることを利用して、大まかな排水需要を想定することで対応せざるを得ない。

従量水量の区分は、排水需要の想定その他、使用料対象経費の配分、有収水量の推定等とも密接に関係するものであり、それらの関係を整理しながら決定する必要があるが、負担の公平感、水量区分のバランスに留意する必要もあり、他の公共料金の区分設定の傾向も参考にすることが必要である。

については、従量水量の区分は、『有収水量、排水需要、水量区分のバランス、負担の公平感に留意し、他の公共料金や税制などを参考に検討すること』が必要である。

6 資本費の回収率

(方針)

下水道整備計画の事業が全て完了する年度(処理可能区域内人口/下水道整備計画区域内人口=100%)を目途に、一般会計からの繰入金等で負担する費用を除き、下水道使用料収入により維持管理費の100%と資本費の100%を賄えるようにすること。また、下水道使用料の改定にあたっては、下水道使用料が激変することを緩和する方法を検討すること。

(説明)

汚水＝私費の原則から、整備計画の事業が全て完了した時点において、公共用水域の水質保全に要する費用など、公費(租税)で負担する部分を除き、下水道使用料収入＝維持管理費100%＋資本費100%とすることを基準とすることが必要である。

このことを前提にした場合、整備途中における資本費の回収率は、整備進捗率に連動して求めるのが最も合理的となり、整備進捗率は「処理可能区域内人口/下水道整備計画区域内人口」により求められることから、「処理可能区域内人口/下水道整備計画区域内人口」を資本費の回収率の基準として用いることが適当となる。

しかしながら、下水道事業経営計画において下水道使用料の改定を計画している時期頃に改定するとし、本市「生活排水処理施設整備計画」の平成22年度の計画値を用いて資本費回収率を計算した場合79.5%（「平成22年度末処理可能区域内計

画人口226,853人／下水道整備計画区域内人口285,178人」=79.5%)となることから、現在の資本費回収率27%の状態から、「処理可能区域内人口／下水道整備計画区域内人口」に基づき資本費回収率を設定し、下水道使用料を改定することは、下水道使用料を一気に大幅に値上げすることになり、市民の理解を得て下水道使用料の改定を行っていくという観点から好ましくない。

このことから、資本費回収率を段階的に「処理可能区域内人口／下水道整備計画区域内人口」の基準に近づけていく方法を検討するとともに、市民の理解を得る手続きについても検討をする必要がある。

下水道使用料の資本費回収率を段階的に「処理可能区域内人口／下水道整備計画区域内人口」の基準に近づけていく方法は、下水道財政計画の中での検討、関係部局との協議を経て決定する必要があるが、下水道整備計画の事業が全て完了する年度(処理可能区域内人口／下水道整備計画区域内人口=100%)を目途に、資本費回収率を100%に設定する目標年度と、それに至るまで段階的にそれに近づけるための一定比率を設定することが、主な内容になると考えられる。

また、市民の理解を得る手続きとして、他の生活排水処理施設の維持管理費とのバランスを考慮すること、及び、下水道使用料の改定の見直しのたびに、事業の進捗状況、財政状態、事業環境等の状況を検証するとともに、当該基準の妥当性についても検討することが必要になると考えられる。

第3節 むすび

本市の生活排水対策の中核をなす下水道事業は、市民の生活環境を高めるとともに、公共用水域の水質改善を図り、次世代に良好な水環境を継承することに大きな役割を担っているが、下水道の整備には大きな投資が必要であり、維持管理費にも多額の経費が必要である。

このために下水道事業財政の健全化は重要な課題であり、それへの取り組みの一つとして「下水道使用料のあり方」を十分に検討することが求められる。

については、本委員会がまとめた「下水道使用料の改定方針」を基に、今回の審議では十分に検討することができなかった租税負担(一般会計から下水道事業への繰入金)の問題等について、四日市大学地域政策研究所などの外部機関等の助言も受け、更なる検討、議論を行い、本答申をより実りあるものとされることを望むものである。

また、下水道使用料の改定は、市民の生活に直接影響が及ぶものであり、市民の理解が得られるように、下水道事業運営の透明性を確保しながら市民に積極的に情報を提供し、社会情勢への見通しを持ちながら市民への説明責任を果たして進める必要があることを申し添えて、答申とするものである。